

# 不登校児童生徒に対する学校や教師の 対応困難に関する一考察

小林 彰彦

## はじめに

本稿の目的は、現在の不登校状況の理解に立って、その対応の困難さを浮き彫りにしながら、今後の対応のあり方について考察してみることである。

文部科学省の統計によれば、小・中学生の不登校数は1999（平成11）年に13万人を超え、2001（平成13）年をピークにいったん減少傾向を示した。その後、2010（平成22）年以降は11万人台としていたものの、2014（平成26）年には再び12万人台となり、大幅な減少気配は見られない<sup>1)</sup>。このことは、不登校の解決が実際にはかなり難しいことを示しているといつてよいのではないだろうか。

不登校が生じる原因は、一般的に学校や教師、さらにはそこに広がる子どもたちの人間関係などに起因するものが多く、加えてそれが複合的に広がっているとらえられている。「教育・学習を独占する学校」が醸し出す強制的な出席要求、競争・対立を引き起こす受験体制、教師や子どもとの人間関係、いじめなどによって「学校の学級に心の居場所を見出すことのできない」様相が出現すると分析するのはその一例である<sup>2)</sup>。こうした場合、ここでは「親・教師は既成の価値観に囚われることなく、ひたすらに子どもの側に立って、愛情を持っていま一度育て直すつもりで関わるのが大切である<sup>3)</sup>」と続けている。子どもの側に立った不登校問題に対する理解を求めようとするならば、こうしたアプローチも一方法ではあろう。

しかし、近年、「学校恐怖症」、「登校拒否」さらには児童生徒の「怠学」など、さまざまに分析、理解されようと努められてきた「不登校」の状況は、さらに変容、多様化<sup>4)</sup>している状況である。となれば、仮に学校（教師）が相応の努力を

したとしても、はたして不登校状況打破の糸口が見い出せるのかという点については、はなはだ疑問である。とはいえ、子どもたちが安心して過ごすことのできる学校への期待は大きく、変わるべきは学校側であるとし、必然教員個々に対する期待や過度な要求、一方で批判が相変わらず多く見受けられる。

一体なぜ、多くの場で不登校対策が叫ばれているのにもかかわらず、その解消は難しいのか。学校は今後その解決に向けた力を備えることはできるのか、不登校解決に関して全般的に明るい展望は開けるのか。本稿では、こうした素朴な問題意識をもとに、「家庭・地域との連携」を一視点として切り込んでみたいと考える。

そのために、まず、文部科学省が示す学校基本調査や不登校対応に関する通知などを参照しながら、不登校の現状や対応、問題点等について眺め、若干であるが筆者の教員経験をふまえながら、学校や教師にできることは何かについて問い直してみたい。さらに、学校や家庭に焦点を当てながら、それが抱える困難の様相やその変化、そして生徒指導全体を見据えながら不登校の解消に向けた取り組みの見直しについて、これまで触れられることの少なかったと思われる視点からの言及を試みたいと考える。

## 1 不登校の現状

### (1) 不登校原因の類型

文部科学省は、1992（平成4）年「学校不適応対策調査研究協力者会議報告（概要）」（以下平成4年報告）において不登校に関する考え方を大幅に見直した。それは「児童生徒の『心の居場所』づくりを目指」すことであり、対応上の基本視点として「登校拒否は誰にでもおこりうるものである」、「学校や教職員一人一人の努力」、「学校、家庭、関係機関、本人の努力」、「児童生徒の自立を促し学校生活への対応を図る」、「児童生徒の好ましい変化は、（中略）自立のプロセスとして（中略）積極的に評価すること」<sup>9)</sup>などを指摘したものである。

しかしその後も、小・中学校における不登校者数は徐々に増加を続けていた。こうしたなか不登校に至る原因はどこにあるととらえられていたのだろうか。

2002（平成14）年9月に設置され、翌年3月に示された不登校問題に関する調査研究協力者会議の報告（以下平成15年報告）<sup>6)</sup>を見てみよう。それによると、原因を「不登校となった直接のきっかけ」と「不登校状態が継続している理由」に2分してとらえている。このうち前者（直接のきっかけ）はさらに大きく3つに区分され、その内容と内訳は①「学校生活に起因」するもの36.2%、②「家庭生活に起因」するもの19.1%、③「本人に起因」するもの35.0%としている。加えてそれ以外のものとしてその他4.2%、不明5.5%があげられている。なお、このうち「学校生活に起因」するものの詳細を見ると、「友人関係をめぐる問題」の比率が高く、そのほかに「学業不振」「入学・転編入学・進級時の不適応」などが続く。

後者の不登校継続理由については、「不安など情緒的混乱」26.1%、「無気力」20.5%などが挙げられるが、「複合（複合的な理由によりいずれかの理由が主であるか決めがたい）」が25.6%を占めるほか、「他の児童生徒との関係」、中学校においては「あそび・非行」の割合も高い。さらには、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）など発達障害が影響することが報告されていることには、今後も注意を払っていく必要があるだろう。いずれにしても不登校の「要因や背景は特定できないことも多いという点に留意する必要」<sup>7)</sup>があるとまとめている。

## (2) 個や家庭にかえされる不登校原因

不登校の原因を探ることは、その解決を図ろうとするうえで不可欠なことに違いない。そうしたこともあって不登校の原因究明から解決までに至る道筋の模索は、文部科学省だけではなく各都道府県の教育委員会から民間の研究機関など各方面にわたってに行われ、関連する報告書や書籍、パンフレットなどがさまざまに散見される。しかしながら管見の限り、分析の視点は、先述のこれまで文部科学省が示した類と大きく変わるものは見られない。

ところでこうしたなかには、不登校への対応を図る上で、次のようなとらえ方もある。それは、学力偏重の社会構造が子どもに心理的プレッシャーをかけるなどを引き合いに、「不登校の原因は家庭ではなく社会にある」<sup>8)</sup>とするなどである。子どもたちにプレッシャーを与えない立場を重視しながら「不登校になった

子どもへの一番の薬は放っておくこと」「子どもの気持ちをほぐしてあげる」「心から愛情をささげ」<sup>9)</sup> などのアプローチも紹介される。一方で、「発達障害や精神疾患という特殊な例を除けば、不登校をはじめとした、社会不適応行動の要因が子供の側にあることはとても少ない」、「行き着くところは親であり家庭」と言い切り、不登校の起こっている時点において「困っているのは子供ではなく、親のほう」<sup>10)</sup> とする考え方もある。

不登校の原因が個々それぞれの特性を持つ故に、それぞれの検討内容の十分な関連が見い出せないとするならば、上述のような個や家庭への対応を重視するという考え方も生まれるのは成り行きであるともいえる。もちろんこうしたことも大切なことに違いないであろうが、しかし、個別の対応に安易に帰そうとすることは、学校、家庭、社会との連携などを視野に入れた解決が重視される現在において十分な説得力をもちえない。解決に動く主体を、個人や家庭に、いわば丸投げしていることに他ならないからである。

## 2 不登校対応の困難

### (1) 対応の手詰まり

平成 15 年報告では、不登校に対する基本的な考え方を「将来の社会的自立に向けた支援の視点」をもつことを筆頭とし、「連携ネットワークによる支援」、「将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割」、「働きかけることや関わりを持つことの重要性」、「保護者の役割と家庭への支援」にシフトした。ここでは、特に学校における取り組みの充実が重視されたほか、公的機関の整備充実、訪問型支援、官民の連携が謳われている。それから 10 年以上経過した今日においても、それが基本として継承され、更なる取り組みの具体が検討され続けている<sup>11)</sup>。

こうしたなか 2010（平成 22）年に文部科学省から発行された『生徒指導提要』は、近年の児童生徒そして、社会の変化に鑑みて学校の生徒指導の指導書的な役割をもって発行された。このうち不登校に対する基本的な考えと対応に関する部分について、項目のみ抜粋してみよう。

○不登校に対する基本的な考え方

- ①不登校解決の最終目標は社会的自立
- ②不登校を見極め適切に対応するために必要な連携ネットワーク
- ③すべての児童生徒にとって居場所となる学校を目指して
- ④関係を構築しつつ、適切な働きかけやかかわることの大切さ
- ⑤保護者を支え、家庭の教育力を充実させる<sup>12)</sup>

これらを受け、「校内で求められる生徒指導体制の在り方」として「不登校対策委員会を中心とした指導体制と取組み(例)」図を提示しながら学校全体として指導体制の充実を図ろうとする解説がもられている。

各項に付随する記述紹介はここでは省略するが、不登校の理解と解決に向けた記述は2ページにとどまっており、多いわけではない。また、その項目については、平成15年報告に示された内容と基本的に重複するものであり、そこからの域を超えるものでもない。換言すれば、現在においても不登校に対する改善策にまで踏み込んだ提言が簡単に見い出せていないことの表れともいえよう。

このほか一般に目にするのできる不登校関係の書籍等には、例えば「不登校に対する根本的対応はないのでしょうか」という悩みが寄せられ、それに応答するかたちで解説がなされているものもある。一例をあげればそこには、「(前略)不登校問題を生じさせないためには、不登校に対するきっかけや要因を取り除くことです。学校が安心して楽しく生活できるところであると見える場所にするために、先生が全員で意思統一をして、(中略)学校教育が目指す目標達成の手立てを講じ、日常的継続的に取り組むことが肝要です<sup>13)</sup>」とあり、基礎学力の向上、人間関係スキルの育成、保護者との連携、外部機関との連携等についての基本姿勢が示されている。

しかし、これまで見たようにそれらは一般論の域をなかなか超えられず、不登校児童生徒解消に向けての抜本策に至ることは難しい。よって、その解決が容易でないという現実、そこに正面から取り組む学校や保護者たちにとって重い負担となつてのしかかっていると思われる。ましてや学校と家庭の連携、さらには社会との連携などについては、その理念と現実との距離感も感じているのではな

いかとも推察される。すなわち、不登校問題の解消に向けて示される方策の多くは、いわば単発的であり、さまざまな連携が十分に機能しないという手詰まり状況にあるというのが現状ではないだろうか。

## (2) 学校や家庭が抱える困難

不登校対応の手詰まりが感じられる雰囲気の中、不登校児童生徒を抱える学校や家庭（保護者）においては、具体的にどのような対応困難が見られるのだろうか。まず、文部科学省が示した平成15年報告の後に示した「不登校への対応の在り方について」のうち、家庭との連携における対応方策について振り返っておこう。そこには

### 保護者の役割と家庭への支援

保護者を支援し、不登校となった子どもへの対応に関してその保護者が役割を適切に果たせるよう、時期を失することなく児童生徒本人のみならず家庭への適切な働きかけや支援を行うなど、学校と家庭、関係機関との連絡を図ることが不可欠であること<sup>14)</sup>

としている。

そして今日検討が継続されている段階において、それは、

- ・ 家庭におけるしつけや不登校への対応など、保護者がその役割を果たすことができるよう、時機を失することなく児童生徒や家庭へ適切な働きかけを行う関連から、学校と家庭、関係機関の連携は不可欠。
- ・ 保護者への働きかけが保護者を追い詰めること等がないよう、保護者との共通する課題意識の下、対応に当たることが重要。
- ・ 保護者の支援のために気軽に相談できる窓口や保護者同士のネットワークづくりへの支援が必要。さらに、保護者と学校関係者等が相互に意見交換する姿勢も大切<sup>15)</sup>

と配慮すべき事項を加えて検討されている。

不登校児童生徒の登校を焦るあまり、かえって事態が深刻化したとする事例を見聞きすることは多々あるが、そうした点から上述「保護者を追い詰めること等がないよう」にするなどの配慮は十分される必要がある。それは「不登校の原因探しにこだわり続けない」<sup>16)</sup>ということであり、不登校児童生徒をかかえる家族の気持ちに寄り添いながら支援をしていこうとすることにほかならない。その上に立って「必要があれば学校やほかの相談機関との連携、協議、家庭との調整など可能なことを伝える」<sup>17)</sup>ことを大切にするというスタンスであると思われる。

ただ、学校側があまりに家庭への対応に慎重になったり、過度に励ましを控えたりした場合、家庭側には必要以上に自分たちが抱える状況を恥じたり隠したりしようとする気持ちが台頭することも考えられ、両者の距離の保ち方に神経が使われることとなる。こうしたことを防止するために、傾聴スキルの習得をはじめとするカウンセリング研修などを通じた教員個々の力量形成、校内における対象児童生徒への個別支援チームの結成や協働体制の構築など、目前に示される課題の多さはかなりのものがあるといえる。

そもそも家庭（保護者）にとって、わが子の不登校を想定していない（いなかった）のがほとんどであろうと思われ、もし不登校状況が生じた場合、その戸惑いは相当なものと思われる。そうした時、保護者はそれを脱するための努力を惜しまないであろう。それが子どもの幸せに通じると考えるならば「親と家族はできる限りのことをしなければならぬ」<sup>18)</sup>という感情が生ずることは当然と思われる。しかし、この『ねばならない』という義務感が、多くの親を追い詰め<sup>19)</sup>ることもあり得るのであり、こうした矛盾や葛藤に対する具体的言及はほとんど見られないのが現状である。今日の社会が、自分のことは自分で支えるというスタイルに推移していることは、こうした状況の困難さを助長しているようにも思える。そうした時、再度学校、教師がこうした問題にどう立ち向かうかが注目されることとなるだろうが、今日までの経過に照らすと、それを打ち破ることはそう簡単なことではないだろう。

### (3) 広がる不登校児童生徒・保護者と学校との距離

学校や教師は、いつの時代においても不登校児童生徒に対し、試行錯誤しながら何らかの登校を促すアプローチを続け、手をこまねいているわけではなかったはずである。このことについては、若干の差異はあるものの、筆者の経験<sup>20)</sup>から照らしてもおよそ次のような指摘が相当していると考えてよいだろう。

急激に不登校が増加し5万人を超えた頃から、これまでの神経症的な不登校に加えて、葛藤の少ない不登校といえる子どもたちが増えてきた。登校しないことを除けば、ごく普通に過ごしている子どもたちである。この子たちの特徴は、不登校以前から年間10～20日くらいの欠席があり、学習もやや遅れがちで友人関係も希薄であることが多い。また、迎えに行けば登校できたり、学習の援助や友人関係の調整をするなど教師の働きかけが功を奏することが多い。このタイプには、心理療法的な対応ではなく、体験や練習など教育的な対応が必要で、適切な登校刺激が有効である<sup>21)</sup>

筆者も不登校傾向を持つ児童生徒を担当した際に行ったことの一つは、保護者と話し合いながら朝、あるいは授業の空き時間などに家まで迎えに行ったりすることであった<sup>22)</sup>。こうした光景は周囲においても散見され、この頃までの声掛けをはじめとする適度な登校刺激は、継続的な長期欠席を防ぐという意味において、それなりの効果をあげていたのは、一面確かなことであった。なぜ1990年代頃までこうした様子が観察できたのであろうか。

ふり返れば1960年代なかばから70年代にかけての不登校児童生徒に対するとらえ方は、「登校拒否」の理解が主流であり、その態様も「各学年層にひろがり、内容的なヴァリエーションもひろがっていく。(中略)とはいえ(中略)この時期、長欠率自体はなお減少を続け」<sup>23)</sup>ていた。ところが1975年を境に中学生の児童生徒の長欠率、追って小学生のそれも上昇に転じ、その激増ぶりは社会問題化するとともに、80年代にかけて教育問題としても取り上げられるようになっていった<sup>24)</sup>。ただ当時、多くの学校はこうした状況を打破する科学的認識や根拠を先進的に持ちえないことがほとんどであったろう。ゆえに新たな不登校状況の出現に

戸惑うこととなったのである。一方不登校についてまだ切実感を伴うことの少なかった当時の状況は学校や教員の、いわゆる児童生徒の家庭にまで踏み込んだともいえる指導に対して一定程度の寛容さを示していたのであろう。不登校の問題は学校が抱える何が原因となっているのか、それとも子ども自体に原因が内包されているのか、また、家庭はそれにどう対応していくことがよいのか等の混迷が続くなか、急激な社会変化のなかにある子ども理解を進める余裕を十分に持ちえなかったというのが当時の一面であったといえよう。

1990年代以降不登校児童生徒は激増し、それは2000年代以降も継続する。そうしたなか子どもたちの様相はさらに変化した。文部科学省の調査によれば、「学校に行かなければならないといった義務感や学校へ行かないことに対する心理的負担感が薄れてきて」<sup>25)</sup>おり、その理由を見出しにくい、あるいは些細なつまづきがもとになっているなどの事例も存在するというのである。ちなみに2001年の調査では「無気力」を原因とする不登校の割合は先述のように20%を超えていた<sup>26)</sup>。教育の私事化、サービス化等の意識が広がっていくことと相俟って、学校に対する必要性や価値観は低下する様相を呈していった。こうして家庭（保護者）の、学校（教師）からむやみやたらと家庭に踏み込んでほしくない、あるいは不登校理由の安易な詮索を行ってほしくないという意識が大きくなってくことで、学校は不登校を抱える家庭との連携がとりにくくなってきたともいえるのではないだろうか。すなわち、不登校児童生徒や家庭（保護者）と学校教師との距離は、それぞれの努力とは裏腹にかえて広がっていったのである。

とはいえ今日、各方面において不登校対応への努力が低下したわけではない。学校も、こうした状況のなかで不登校対応への方策を連日模索し続けている。

### 3 学校を起点とした抜本策作成に向けての足固め

#### (1) 学校、家庭、社会の連携を軸としたベースづくり

現在の学校における生徒指導の進め方は、対症療法的な視点から、その予防に重点を置くことにシフトしてきている。そうした視点に立てば、学校としての指導方針も今後不登校児童生徒の発生を如何におさえるかということに力点が置か

れるべきであろう。しかしながら現在の不登校児童生徒への支援もおろそかにすることはできない。このことについて「深刻化してきた場合は、最初から情報を集めて見立てることが必要である。不登校の子どもについて、どういう背景を背負っているのか、これまでの経過、取り巻く環境、今できることは何か、今後どうしたいのかなどを知ることで、適切な支援の方法を決めることができる」<sup>27)</sup>という見方を参考に考えてみたい。ここで大事にされていることの一つは「情報の収集」であり、もう一つはその分析に基づいた「見立て」と「支援」である。とはいえ、実際どのように進めたらよいのだろう。あらゆる人的、関係諸機関との連携という点についての基本的再考のきっかけとして2点提案してみたい。なお、このことは不登校のみならず、付随して生徒指導全般においても共通的に機能するものと思われる。

#### ① 情報収集の視点から ―学校職員連携の見直し―

不登校児童生徒の対応については、担任をはじめ、学年会、生徒指導主事（主任）などを中心とした生徒指導委員会や不登校対策委員会などにおいて対応されることが多い。もちろん、全教職員が不登校に対しての共通意識をもって関わるのが前提とされていることは言うまでもない。

しかし実際、全教職員による意識共有はどの程度なされているのだろうか。幸いにも不登校が初期の適切な指導や支援によって改善が見られた場合はともかくとして、そうでない場合は、これまでも見てきたとおりその要因は複雑化してしまうこともある。こうした場合、その絡まった糸を丁寧にほぐしていく必要があるのだが、それにはやはり多くの情報入手による見立てが必要ということになる。

子どもたちと接しているのは、何も担任や教科担任たちだけではない。養護教諭や図書館司書などは、子どもたちとの直接の接点も多く、不登校対象児童生徒はもとより、その交友関係などについての情報を得ていることは多い。さらには、事務職員や用務員、学校栄養職員なども子どもと関わる機会は案外多い。学校内における全教職員はそれぞれの立場で校務分掌を受け持つのであるが、児童生徒の側から見れば、職種・職階に関係なく、それぞれが「先生」である。たとえ短

時間でも「用務員の先生」や「事務の先生」と深い会話をしている場合もある。しかしながらこうした職員は、校内の会議等に必要以上に口を挟まないようにしていることも多く見受けられるし、そもそも児童生徒に関する情報交換の場に出席し、意見を述べる機会が少ない。こう考えると情報源は案外学校という足元そのものに多く存在し、それを活用しない手はないということになる。

このほか学校の全教職員個々はそれぞれの生活の中でそれぞれのネットワークを有していることも再認識したい点である。それは言うならば外とのつながりが教職員の数だけあるということでもある。もちろんプライベートには配慮する必要はあるが、そうしたネットワークを機能させていくことは、地域や関係諸機関など学校の外とのつながり強化に通じることになる。

以上のような一見単純にも見える足元の連携強化は、学校内という組織の中でなされるものであり、多忙な学校における組織連携のあり方を見直す価値は十分にあると思われる。

## ② 見立てと支援の視点から — 「家庭訪問」を通じた地域との連携—

学校と家庭との連携が大切だとする文言を目にする機会は実に多い。しかし、先にも述べたようにその実践は思うより難しい。ここでは「家庭訪問」のあり方を通して考えたい。ただし、以下に述べる家庭訪問は、不登校児童生徒に対するそれではなく、年間指導計画に位置づくいわゆる学校行事としての「家庭訪問」である。

近年、とくに2002年度より本格実施となった週5日制に鑑み、教育課程の編成、特に学校行事の精選は各校にとって大きな課題となっていた。遠足、運動会や音楽会等々子どもたちにとって関心の高い行事のあり方や位置づけ（準備段階も含む）が見直され、現在、各学校では試行錯誤を経てようやく一定の落ち着きが見られてきたのではないと思われる。そうしたなか精選の対象となった一つが家庭訪問である。

職員会議等における家庭訪問の見直し議論のなかで多くみられたのは、全職員（主には担任）が同時間帯に各家庭に赴くという方法変更の提案である<sup>28)</sup>。具体的には、次年度に担任持ち上げの場合、家庭から要請がある、あるいはその他必

要が生じた場合のみ訪問を実施する、さらには転入学の場合などに限って行うなどであった。こうした提案は、担任側と家庭側双方にとって負担軽減も図られることから歓迎される向きもあった。

しかしそもそも、家庭訪問の主目的は教師が子どもの暮らす場に赴き、児童生徒個々についての情報交換によって、子どもの長所を認め合ったり改善点についての意識やその方策を共有し合ったりすることで、子ども支援の共通意識を高めていくことにある。もちろんこうした情報交換は、学校内での開催によることも可能である。とはいえ、毎年の定期的な家庭訪問にはそれ以上のメリットも認められるのではないだろうか。

まずは家庭状況に変化があるのかないか、担任自身で確かめることができる。前年までに比して何らかの変化があった際、表面的な繕いがあったとしても保護者の話しぶり、家庭内の様子等々さりげないところから微妙な変化を感じることは往々にある。こうしたことは各家庭において頻繁に見られることではないが、だからこそ、その変化キャッチが、不登校のみならず生徒指導上の諸問題の未然防止のための状況把握と指導支援の見立てのための大きな材料となる。

もう一つ家庭訪問を行うメリットは、地域を具体的に知ることができるということである。文字通り各家庭を訪ねるということは、地域をめぐるということに他ならない。はたして教員たちは、自校学区内の地理、歴史などについてどれだけ熟知、把握しているであろうか。それは児童生徒を取り巻く環境理解そのものである。こうした理解によって、例えばPTA 参観日等に付随して行われる学級懇談会等の充実、さらには相乗的に学校・保護者間の理解や関係強化も期待されるのである。

## (2) 立ち足はだかる壁を超えるために

上記で述べてきた職員の連携強化、家庭訪問のあり方に対する提起は、基本的に学校・家庭・そして地域との連携と児童生徒理解に関わることである。ただ、不登校や引きこもりの減少、さらには解消に向けての取り組みを進めようとするとき、それが持つ課題は、学校が背負うにはあまりにも大きすぎる。

例えば、それまで大きな問題が生じることなく、平穏に見えていた家庭に不登

校が出現し、その原因をたどっていくと家庭状況の変化に何らかの原因があったと思われると想定しよう。この場合、その原因については、両親の不仲、離婚、虐待、家庭内暴力、家庭経済状況の変化等々さまざまな状況が想像されるが、実際それを確認、特定するとなるとそれは極めて難しいというのが今日の状況である。

その理由を考えてみると、そこには社会全体に広がる人権意識の高揚やプライバシー保護意識の高まりが大きく関係している状況が見えてくる<sup>29)</sup>。学校側が不登校状況打破のための情報を欲したとしても、時には法律がその情報入手の拒否を後押しするのである。こうなった時、学校は極めて非力である。仮に不登校児童生徒やその家庭が接触を拒んだ場合、踏み込んだ関わりはできなくなってしまう。

このようなとき、他から家庭に関する情報を得る方法はないのだろうか。学校は、定期的に地域の方々と連携するための会合を持つことがある。各区長や民生児童委員との懇談はそうした代表的なものである。1990年代頃までは、こうした場で活発な情報交換が行われ、上述のような事例の場合において、何らかの進展が見られることもあった。しかし今日のそれは極めて低調である。担当の民生児童委員等と情報の共有を図ろうとしても、その方々も同様にプライバシー保護の立場から情報の入手が困難な状況におかれているからである。地域コミュニティの著しい変化もそうした状況に拍車をかけていると思われ、個人情報やプライバシー保護が強調される現代においては、不登校の解消に向けた実態把握などは極めて難しい状況におかれている。

個人情報保護の観点に照らした情報入手の難しさは、そのほか児童生徒調査票<sup>30)</sup>、保健調査票などの記載方法やその利用においても同様に現れる。それは、記述項目がかなり簡単化され、保護者の勤務先や電話番号などの記述についても、記入者（保護者）の任意とされることがあるためである。よって家庭状況、保護者の職業等、生徒指導上知っておきたい情報が得られにくい、あるいは得られたとしても校内での情報共有が難しくなっているのである。

こうした状況の出現は、突き詰めれば法律によるプライバシー保護から生じる現象でもある。故に、学校・家庭・地域の連携の大切さが毎年のように強調され

続けても、せめて関係機関内においては、情報共有できるための環境づくりが望まれる。不登校解決が模索されるとき、もちろん人権には配慮しつつ、プライバシーがどの範囲においてどう守られるべきか、また必要な情報はどの範囲においてどのように公開されることができるとか等、早急に新たな共通認識の確立、もしくは法整備が模索されることが必要ではないだろうか。

そのほか、地域との連携問題においても、教育は文部科学省、福祉については厚生労働省管轄という区分けもこうした問題解決においては不都合なこともある。不登校解消における手詰まり状態を感じる今日、法整備、行政機構の再整備等における抜本的な対策を講じる必要性を、これまでに増して教育の分野からも積極的に働きかけるときを迎えているのではないだろうか。

## おわりに

文部科学省、各自治体の教育委員会、そして各学校にとって不登校児童生徒数の減少は、いじめ問題の解消と並んで大きな目標とされる一つである。本稿では、とかく学校中心に任せがち那不登校対策とそれが抱える困難、そして生徒指導全体を視野に入れながら、今後抜本的対策が必要になるのではないかという点についての論及を試みた。

精神医学や臨床心理学の分野においては、すでに1990年代、不登校が「激増の結果ありふれた現象と化して、逆にさほど『大問題』とはされなくなつ<sup>31)</sup>」ていたという。とすれば今日、教育界、さらにはそこをとりまく関係機関において、事態を直視しながらの改善に向けた対策がなされてきたとはいうものの、大枠で旧態依然の不登校対策観から抜け出せないとするならば、そのことこそが問題とされねばならないのではないだろうか。

学校は児童生徒への教育の場であるゆえに、様々な分野から様々な要望を受ける。例えば小学校での一見学習とは関係ないと思われる入学時の和式トイレの使い方、給食での箸の使い方指導の要望など全く細かな生活指導内容などはその一例であるが、しかし、要望のすべてについて丁寧な対応をしていくことは物理的にも不可能である。学校の果たすべき役割は何か、学校で行うべきことの精選化、

スリム化は目指される一つの方向であると思われる。こうしたことは生徒指導全体を見渡した場合も同様である。だからこそ今日、いじめなど命にかかわる問題に対しては警察関係、病理に関する内容については医療機関でというように、関係機関との連携もようやくオープンにされつつあるのである。

今後、不登校の解消については、さらにどんな方向が目指されることが望ましいのであろう。もっとも、何が正しいあり方なのかという問いに対する安易な方向づけは慎しまねばならない。

現在、中高あるいは小中一貫校、コミュニティスクールの制度化などは実現しているし、フリースクール関連の議論なども見られるようになってきている。こうした状況に鑑みた時、不登校について、学校を中心とした教育界や経済界、法曹界、福祉の分野等々大きな窓からの見直しを、さらに進めていくことが必要ではないかと思われるのである。

#### 注

- 1) 文部科学省「平成 27 年度学校基本調査（確定値）の公表について」2015 年 12 月。
- 2) 佐々木正昭『生徒指導の根本問題－新しい精神主義に基づく学校共同体の構築－』日本図書センター、2004 年、337 ページ。
- 3) 同上、338 ページ。
- 4) 1966（昭和 41）年から文部省（当時）が行った長期欠席の対象は 50 日以上の欠席者を対象としていたが、1991（平成 3）年からは、30 日以上のそれを対象とするようになった。「不登校」という語が使用され始めたのは 1998（平成 10）年からで、こうした語の登場もその態様を反映している。
- 5) 文部科学省「学校不適応対策調査研究協力者会議報告（概要） 登校拒否（不登校）問題について－児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して－」1992（平成 4）年 3 月。
- 6) 文部科学省「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」2003（平成 15）年 3 月。（数値は 2001 年度）
- 7) 同上。
- 8) WSO センター『不登校からの海外留学』、学習研究社、2006 年、39 ページ。
- 9) 同上、82 ページ。
- 10) 瀬尾大『不登校、その知られざる現実と正体』、不登校支援センター、扶桑社、110 ページ。
- 11) 不登校に関する調査研究協力者会議（第 6 回）配付資料「今後の不登校への対応の在り方について（報告骨子）」、2015 年 8 月。

- 12) 文部科学省『生徒指導提要』2010年、教育図書、188～189ページ。
- 13) 門田光司、松浦賢長『子どもの社会的自立を目指す 不登校、ひきこもりサポートマニュアル』、少年写真新聞社、2009年、11ページ。
- 14) 文化科学省、「不登校への対応の在り方について」2003年、5月。
- 15) 前掲、「今後の不登校への対応の在り方について（報告骨子）」。
- 16) 前掲、『子どもの社会的自立を目指す 不登校、ひきこもりサポートマニュアル』15ページ。
- 17) 同上。
- 18) 宮寺晃夫『受難の子ども いじめ・体罰・虐待』一藝社、2015年、16ページ。
- 19) 同上。
- 20) 筆者は1980年代初めから2000年代終盤まで、長野県において約30年間小・中学校の教員経験がある。
- 21) 小澤美代子「不登校の現状と対応」小澤美代子、土田雄一『学校と家庭を結ぶ不登校対応』ぎょうせい、2006年、3ページ。
- 22) 筆者の経験は1990年前後に複数回ある。
- 23) 滝川一廣「不登校理解の基礎」、田嶋誠一『不登校—ネットワークを生かした多面的援助の実際—』、金剛出版、2010年、65ページ。
- 24) 同上。「不登校」の呼称が用いられるようになったのもこの頃である。
- 25) 前掲「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」10ページ。
- 26) 同上、8ページ。
- 27) 前掲「不登校の現状と対応」11ページ。
- 28) 職員会議等において家庭訪問の見直し議論が盛んになってきたのは、筆者の経験上においては2005（平成17）年前後からである。
- 29) 特に2000年以降になると個人情報への扱い、プライバシーに対する関心の高まりがみられるようになった。ちなみに2003（平成15）年には「個人情報の保護に関する法律」も制定されている。
- 30) 各学校では入学時や各年度当初、児童生徒の指導に資するための必要事項、あるいは配慮を要する事項を、各家庭において記入してもらう用紙が児童生徒調査票である。様式は一定しているわけではないが、そこに記される内容は、児童や保護者氏名・続柄、住所、電話番号、家族構成、健康状態の把握、特技、生活に関する基本アンケート、家から学校まで略地図と所用時間、学校で配慮してほしいことや要望等々である。東京都八王子市では個票システムを活用した取組みもなされている（八王子市教育委員会「八王子市における登校支援ネットワークの構築と個票システムの確立に関する報告書」、2008年）。
- 31) 前掲、「不登校理解の基礎」、67ページ。